

岩手県告示第444号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第5条第1項の規定により、指定管理者の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成30年5月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

公の施設の名称	指定管理者の名称		変更年月日
	変更前	変更後	
岩手産業文化センター	岩手県ビル管理事業協同組合・株式会社 J T B 東北共同事業体	岩手県ビル管理事業協同組合・株式会社 J T B 共同事業体	平成30年4月1日